

中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金審査要領

「中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金」の審査は、この審査要領により行うものとする。

1. 審査会の開催

審査会の開催方法については、委員長が決めるものとする。

ただし、以下のものについては事務局にて事務を行い、審査会へ事後報告することができるものとする。

- (1) 補助金に係る要綱等の改正。
- (2) 補助事業の変更（軽微な変更を除く）のうち、委員長が審査会での審査を不要と認めたもの。

2. 補助金申請に係る審査方法

- (1) 審査は原則、面接審査とする。
- (2) 審査会は、必要に応じて補助事業に係る部署及び専門家から意見の聴取、審査への参加を求めることができる。
- (3) 審査会は補助事業の決定に際し、事業開始前に詳細な調査を求める等、補助事業者に対し、条件を付した上で決定をすることができる。
- (4) 審査会は、補助事業を決定後、必要が生じた場合、申請のあった事業の中から補正された計画について審査を行い、補助事業を追加決定することができることとする。

3. 補助金申請に係る審査内容

主に経済面において、旧下毛地域の活性化に資する事業であるか、次の内容を審査する。

(1) 申請初年度

| 審査項目 | 審査内容 |
|-----------|-------------------------|
| 1. 事業の的確性 | 旧下毛地域内の地域及び経済の活性化を図ることに |

| | |
|---------------|--|
| | 寄与し、その効果が期待できる事業であるか。 |
| 2. 事業の公益性 | 特定の個人又は団体のみが受益者とならない事業であるか。 |
| 3. 事業の計画性や実現性 | 事業計画が具体的で実現性があり、計画を適切に行い、それを確実に実行できる事業であるか。 法律等で制約を受ける部分はないか。 |
| 4. 適正な予算 | 提案内容に照らして適正な予算が計上されており、積算根拠が明確であるか。 |
| 5. 事業の継続性 | 取り組みが継続し、近い将来自立・自走する見込み、または市の事業の推進が見込められる事業であるか。 |
| 6. 事業実施能力 | 申請者には、事業実施に必要な知識、技術、体制等が整っており、役割分担等が明確であるか。 |
| 7. 事業の独自性、先駆性 | 事業内容に工夫が見られ、他の団体が実施していない事業や先駆性のある事業であるか。 |

(2) 採択2年目以降

| 審査項目 | 審査内容 |
|---------------|--|
| 1. 事業の的確性 | 旧下毛地域内の地域及び経済の活性化を図ることに寄与し、その効果が期待できる事業であるか。また、事業を行う中で、地域からの理解が得られているか。 |
| 2. 事業の公益性 | 事業を通して、地域住民や地域の他団体などとの連携を行い、特定の個人又は団体のみが受益者とならない事業であるか。 |
| 3. 事業の計画性や実現性 | 事業計画が順調に進捗しているか。また、事業計画に変更がある場合は、これまでの事業実績の反省や成果を十分踏まえたものとなっているか。 事業計画が具体的で実現性があり、計画を適切に行い、それを確実に実行できる事業であるか。 |

| | |
|-----------|--|
| | 法律等で制約を受ける部分はないか。 |
| 4. 適正な予算 | 当年度の事業内容に照らして適正な予算が計上されており、積算根拠が明確であるか |
| 5. 事業の継続性 | 取り組みが継続し、近い将来自立・自走する見込み、または市の事業の推進が見込められる計画であるか。 |
| 6. 事業実施能力 | 事業実施に必要な知識、技術、体制等が整っており、役割分担等が明確であるか。 |

4. 補助金申請に係る審査基準

審査は申請書類の確認及び面接後に行い、各審査委員が採点基準に則り審査項目毎に採点を行う。補助事業の決定優先順は審査員が採点した点数に評価項目毎の係数を掛けた点数の総合計を審査した委員数で除した点数が60点以上の事業のうち、審査会にて決定する。

【採点基準】

| 区分 | 点数 | 評価 |
|----|----|----------|
| s | 5点 | 非常に優れている |
| a | 4点 | 優れている |
| b | 3点 | 妥当である |
| c | 2点 | やや不十分である |
| d | 1点 | 不十分である |

【各評価項目の重み付け】

| 評価項目 | 申請初年度 係数 | 採択2年目以降 係数 |
|------------|-------------|---------------|
| 1. 的確性 | 4 | 5 |
| 2. 公益性 | 3 | 4 |
| 3. 計画性や実現性 | 4 | 4 |

| | | |
|------------|---|---|
| 4. 適正な予算 | 2 | 2 |
| 5. 継続性 | 3 | 3 |
| 6. 事業実施能力 | 2 | 2 |
| 7. 独自性、先駆性 | 2 | |

5. 補助金申請額の審査

交付する補助金額について、要綱に定める上限額の範囲内で申請額の妥当性及び補助する額を審査する。

6. 補助事業終了後の事業評価

最大4年間の補助事業が終了した後に、審査会にて補助事業について事業評価を行い、補助金の見直しや適正化等について検討を行う。

附 則（令和5年中地広暦第9号）

（施行期日）

1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年中地広暦第19号）

（施行期日）

この要領は、令和5年12月25日から施行する。

附 則（令和6年中地広暦第14号）

（施行期日）

この要領は、令和6年8月23日から施行する。